

江東区屋外広告物申請の手引き

※この手引きは、一般的な広告物（広告板、広告塔など）について取り扱っています。車体利用広告や非営利広告物については別途お問い合わせください。



令和4年8月1日
江東区土木部管理課
TEL 03-3647-9627

目次

(相談・許可)

- 1 屋外広告物とは P1
- 2 屋外広告物を出せないところ P2
- 3 許可申請の前に P3
 - 屋外広告物フローチャート P4
 - 許可に該当するかどうかの考え方 P5
 - 看板面積の考え方と手数料の計算方法 P6
- 4 一般的な規制 P7
- 5 用途地域による規制 P8

(禁止区域)

- 第一種中高層住居専用地域 P9
- 湾岸線両側100m以内の地域 P10

(許可区域)

- 第一種・第二種住居地域 P11
- 準住居地域 P12
- 商業地域 P13
- 近隣商業・準工業・工業・工業専用地域 P14

(一部禁止区域)

- 清澄庭園周辺 P15
- 首都高速道路両側50m P16

(その他規制区域)

- 水辺景観形成特別地区 P17
- 広告協定区域 P18
- 6 許可申請の流れ P19
- 7 申請書類記入例 P20

1 屋外広告物とは

屋外広告物とは

- (1) 常時又は一定の期間継続して
- (2) 屋外で
- (3) 公衆に表示されるものであって
- (4) 看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

商業広告だけでなく、下記のような広告も屋外広告物となり、一定以上の大きさになった場合、許可の手続きが必要です。

- ・敷地内に掲出する自社看板
- ・企業のロゴ、イラスト

※ 許可が必要かどうかは、P4のフローチャートでご確認ください。

(屋外広告物に該当しないものの例)

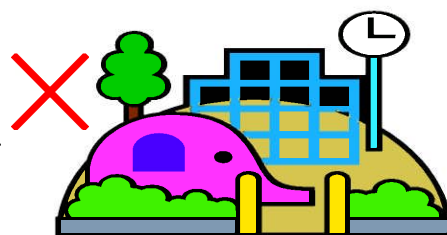
- ・野球場、遊園地内などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- ・単に光を発するもの
- ・音響広告

2 屋外広告物を出せないところ

屋外広告物条例は、屋外広告物を掲出できない地域（禁止区域）、屋外広告物を掲出できない物件（禁止物件）を定めています。

（1）屋外広告物を出せないところ（禁止区域）【抜粋】

- 第1種中高層住居専用地域
- 清澄庭園周辺
- 墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会
- 公園、河川
- 学校、病院、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地
- 道路、鉄道、及び軌道の路線用地等で知事の定める地域



※ 禁止区域でも、自社の敷地内に設置する自社看板（自家用広告物）は、設置することができます。P4のフローチャートでご確認ください。

（2）屋外広告物を出せない物件（禁止物件）【抜粋】

- 橋、高架道路、高架鉄道及び軌道
- 道路標識、信号機、ガードレール、街路樹
- 郵便ポスト、照明塔、煙突、形像、記念碑
- パーキングメーター



★はり紙、はり札等のみが禁止されている物件★

- 電柱、街路灯柱、消火栓標識
- アーチ、アーケードの支柱

3 許可申請の前に

※ 次ページのフローチャートで、これから掲出する看板が許可申請が必要なものかどうかご確認ください。

※ 許可申請が必要な場合、P7からの

4 一般的な規制

5 用途地域による規制

をご確認の上

6 許可申請の流れ

に沿って申請ください。

※ 許可が不要な場合も、看板の規格はお守りいただく必要があります。

4 一般的な規制

をご確認ください。

※ 用途地域が不明な場合、窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

江東区東陽4-1 1-28 防災センター3階2番窓口

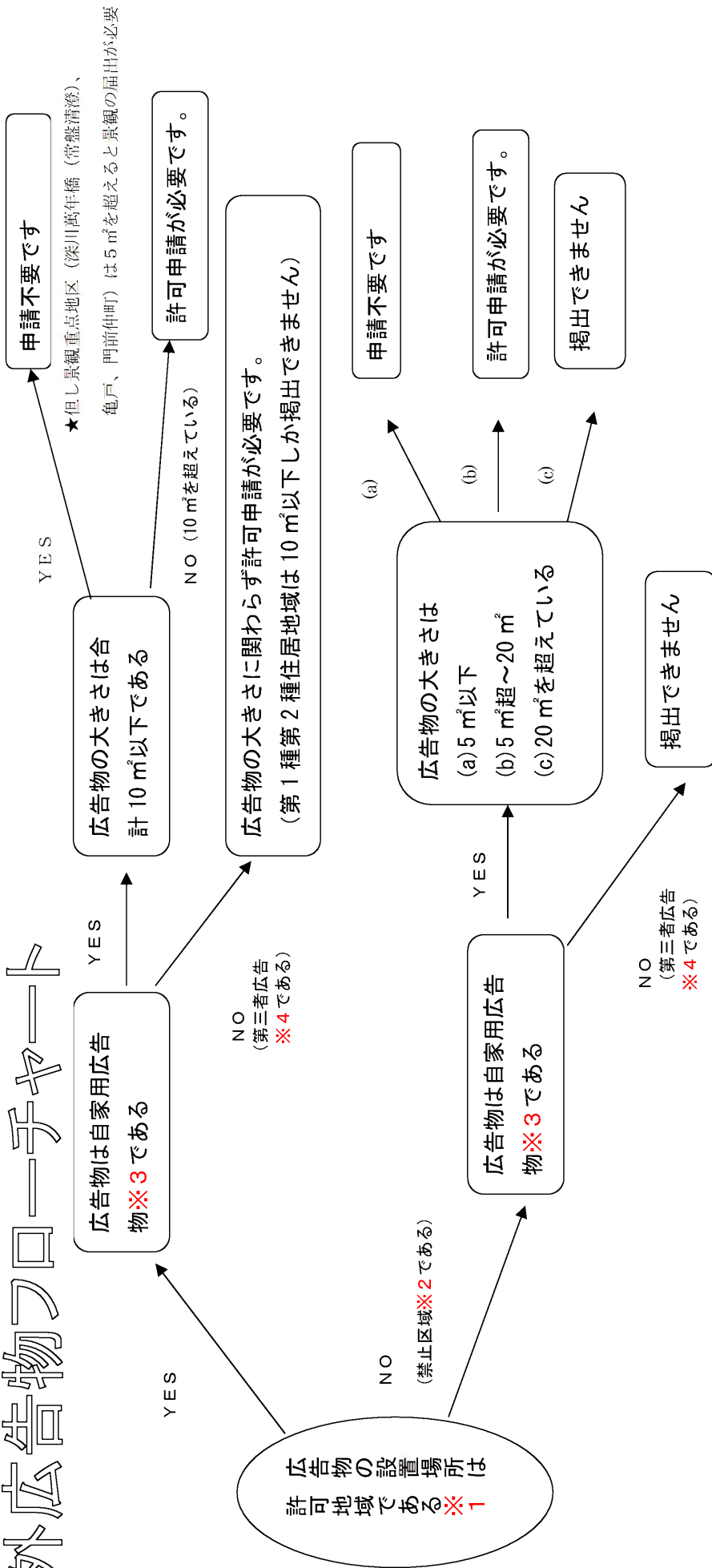
TEL 03-3647-9627

Fax 03-3647-8454

Email 470116@city.koto.lg.jp

※ メールの添付ファイルの容量が8MBを超えると受信できません。複数回に分けて送信してください。

屋外広告物ポスターチャート



※2 【禁止区域】

- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 湾岸線境界線から両側 100m以内
- ・ 首都高速深川線・小松川線境界線から両側 50m以内かつ路面高から高さ 15m以下の区域
- ・ 清澄庭園周辺 200m以内かつ地盤面から 20m以上の区域

※1 【許可区域】

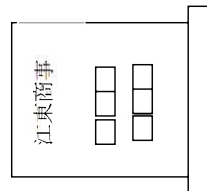
- ・ 上記以外の区域

※3 【自家用広告物】

- ・ 自己の氏名、名称、店名、商標、事業または営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業所に表示する広告物等

※4 【第三者広告物】

- ・ 自家用広告物以外の広告物（誘導広告、野立て看板等）



※3 【自家用広告物】

事業を行う場所に掲出

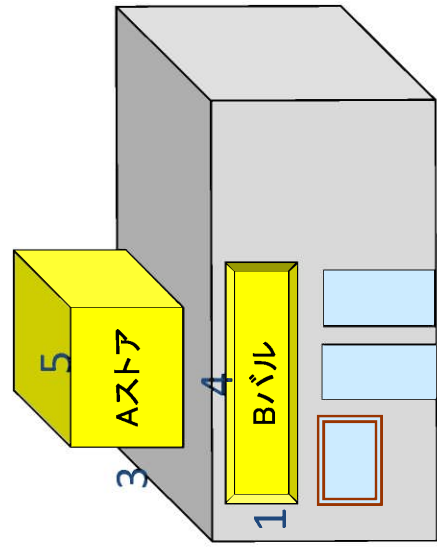
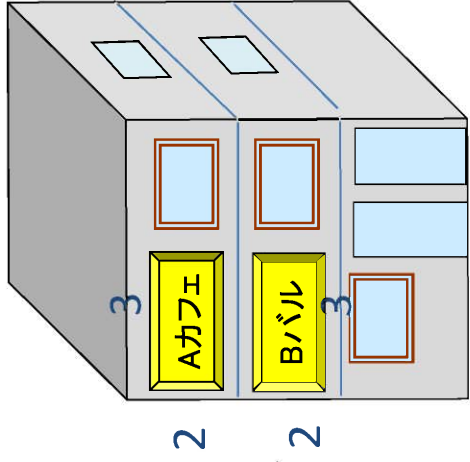
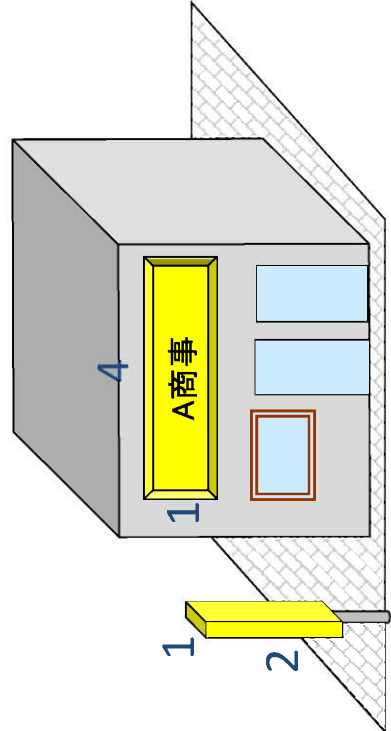
※4 【第三者広告物】

事業を行う場所とは別の場所に掲出

許可に該当するかどうかの考え方

(広告塔、広告板など)

複合ビル、ショッピングモール等



壁面看板が $1\text{m} \times 4\text{m} = 4\text{m}^2$
 自立式看板が $1\text{m} \times 2\text{m} \times 2\text{面} = 4\text{m}^2$
 合計 8m^2 のため、
 敷地が禁止区域にあれば許可必要
 許可区域にあれば許可不要

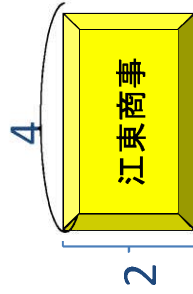
Aカフェの壁面看板が $2\text{m} \times 3\text{m} = 6\text{m}^2$
 Bババルの壁面看板が $2\text{m} \times 3\text{m} = 6\text{m}^2$
 それぞれ 6m^2 のため、
 敷地が禁止区域にあればAカフェも
 Bババルも許可が必要
 許可区域にあればAカフェもBババルも
 許可不要

Aストアの屋上看板が
 $5\text{m} \times 3\text{m} \times 4\text{面} = 60\text{m}^2$
 Bババルの壁面看板が
 $1\text{m} \times 4\text{m} = 4\text{m}^2$
 Bババルは本来なら禁止区域でも許可
 区域でも許可は不要だが、「ある1つ
 のテナントの看板が許可が必要な面
 積に達した場合は、他のテナントも許
 可が必要になる」ため、許可が必要

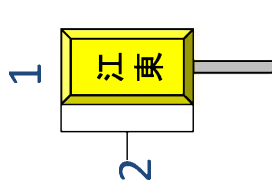
看板面積の考え方と手数料の計算方法

(広告塔、広告板など)

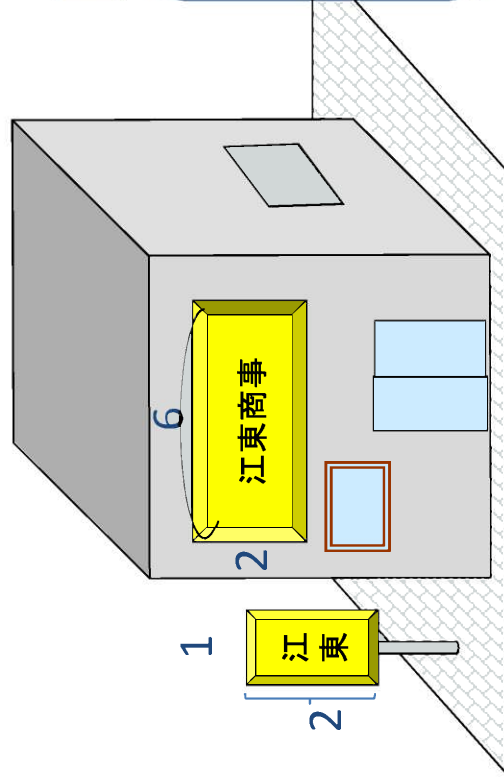
前提 看板1つごとに、5㎡毎3,220円の手数料がかかります(小数点切上)



【壁面看板】
 縦2m × 横4m = 8㎡
 ※看板の厚みは原則として面積に含めません
 $8\text{㎡} \div 5 = 1.6$
 ※小数点切上のため、手数料の単位は2です
 手数料は
3,220円 × 2 = 6,440円



【自立式看板】
 縦2m × 横1m × 2面 = 4㎡
 ※アシの部分は原則として面積に含めません
 $4\text{㎡} \div 5 = 0.8$
 ※小数点切上のため、手数料の単位は1です
 手数料は
3,220円 × 1 = 3,220円



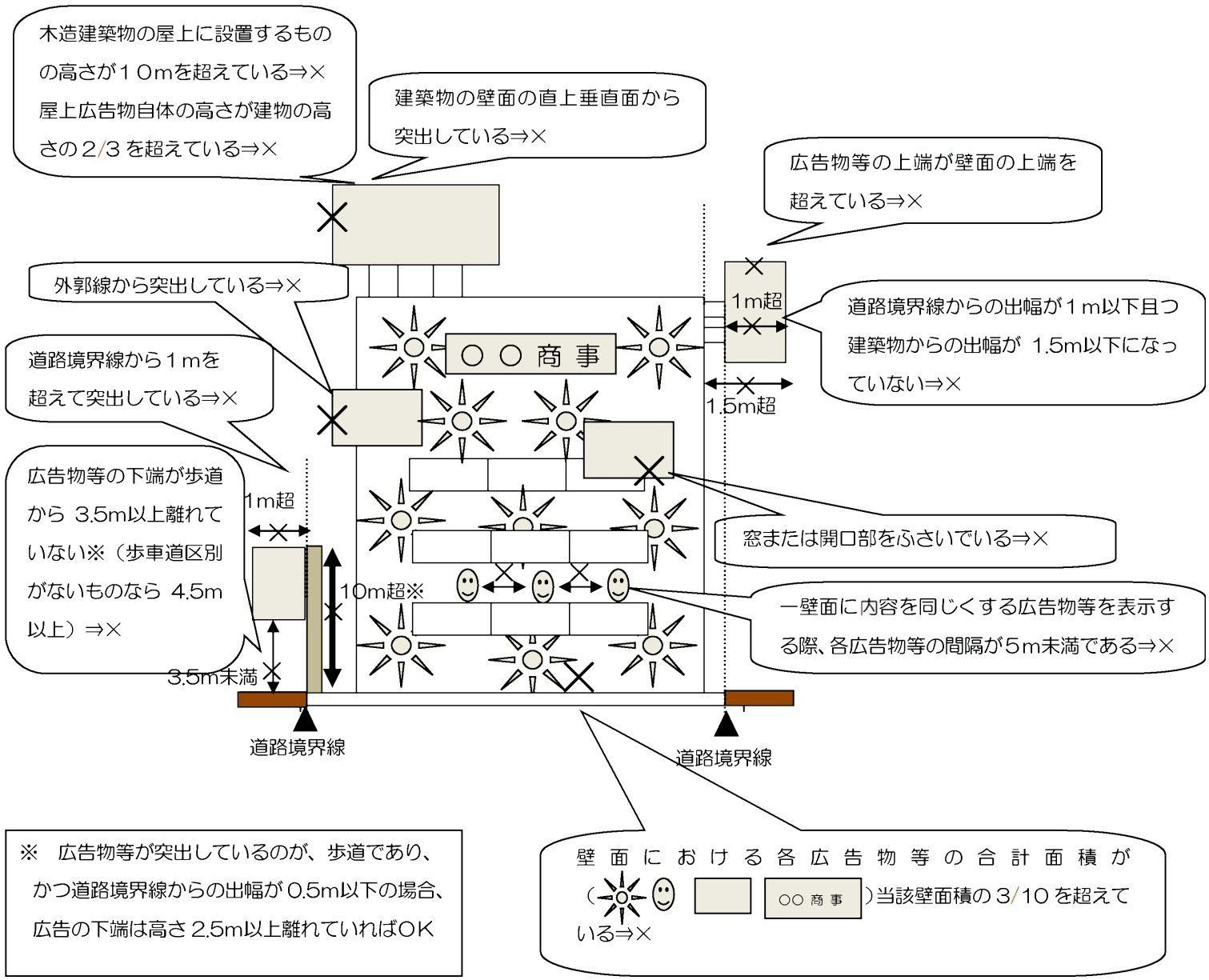
複数看板があるときの手数料の考え方

【壁面看板】 縦2m × 横6m = 12㎡ $12 \div 5 = 2.4 \Rightarrow 3$ 単位
 3,220円 × 3 = 9,660円
【自立式看板】 縦2m × 横1m × 2面 = 4㎡ $4 \div 5 = 0.8 \Rightarrow 1$ 単位
 3,220円 × 1 = 3,220円
手数料合計 9,660円 + 3,220円 = 12,880円

※手数料は看板1つにつきかかるため、看板の面積を合計してその合計面積を5で割ることはできません。

4 一般的な規制 (どの地域でも守る必要がある規制)

屋外広告物には、全用途地域共通の禁止事項があります。これらの禁止事項は、許可が必要な広告物だけでなく、許可が不要な広告物であっても守る必要があります。



※ 広告物等が突出しているのが、歩道であり、かつ道路境界線からの出幅が0.5m以下の場合、広告の下端は高さ2.5m以上離れていればOK

※ 商業地域内で条例第13条第5号の自家用広告物なら1.3m以下であればOK

壁面における各広告物等の合計面積が (☀️😊) (■) (○○商事) 当該壁面積の3/10を超えている⇒×

- その他下記のような広告物は掲出・設置できません (条例 19 条他)
- ★形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等
 - ★蛍光塗料・蛍光フィルムを使った広告物等
 - ★公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物等

5 用途地域による規制

（禁止区域）

第一種中高層住居専用地域

湾岸線両側100mの地域

（許可区域）

第一種・第二種住居地域

準住居地域

商業地域

近隣商業・準工業・工業・工業専用地域

（一部禁止区域）

清澄庭園周辺 ～地盤面から20m以上～

首都高速道路両側50m～路面高から15m以下～

（その他規制区域）

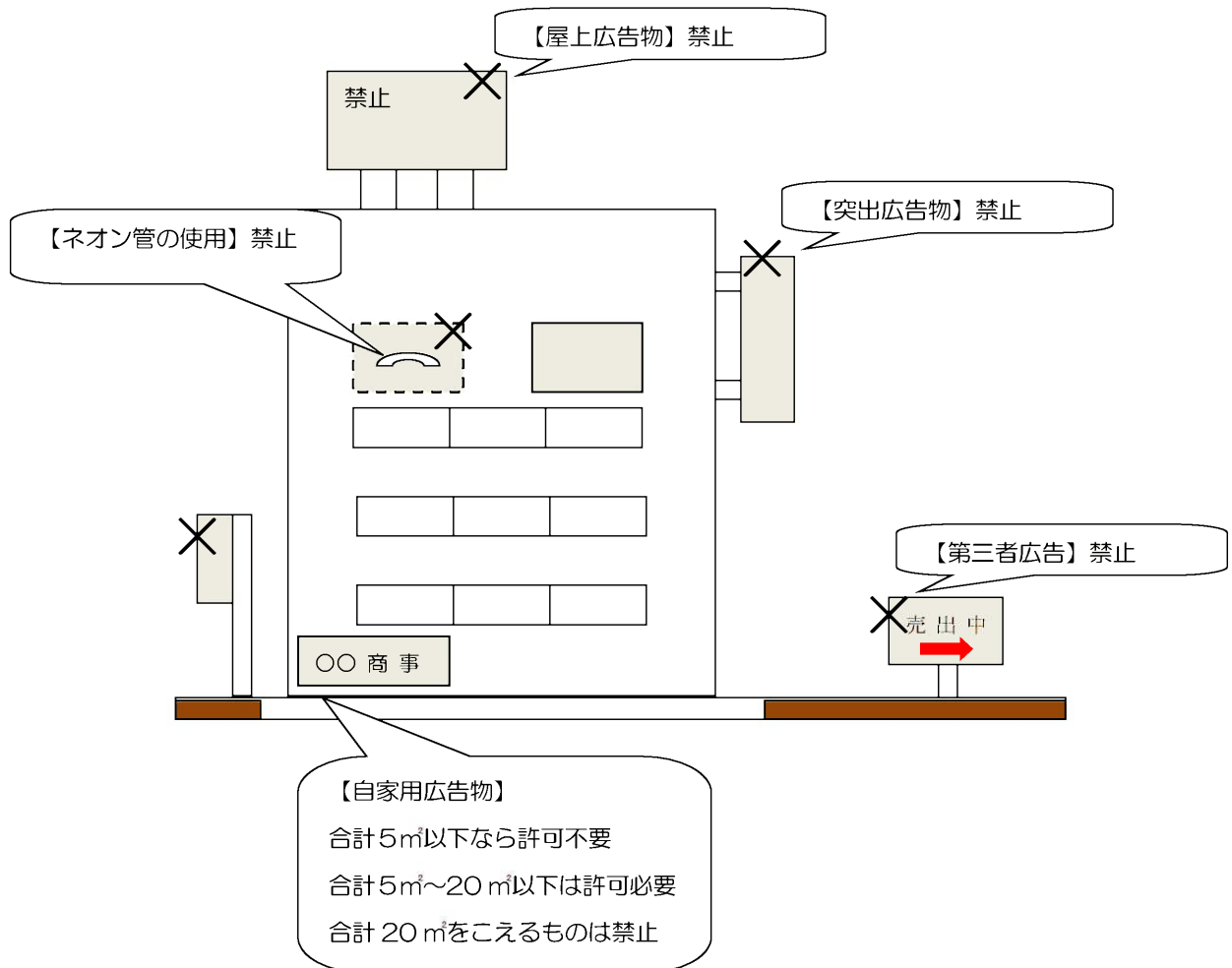
水辺景観形成特別地区～豊洲一～六丁目、有明一・二丁目、東雲二丁目、他～

広告協定区域～青海一・二丁目、有明二・三丁目～

【禁止区域】

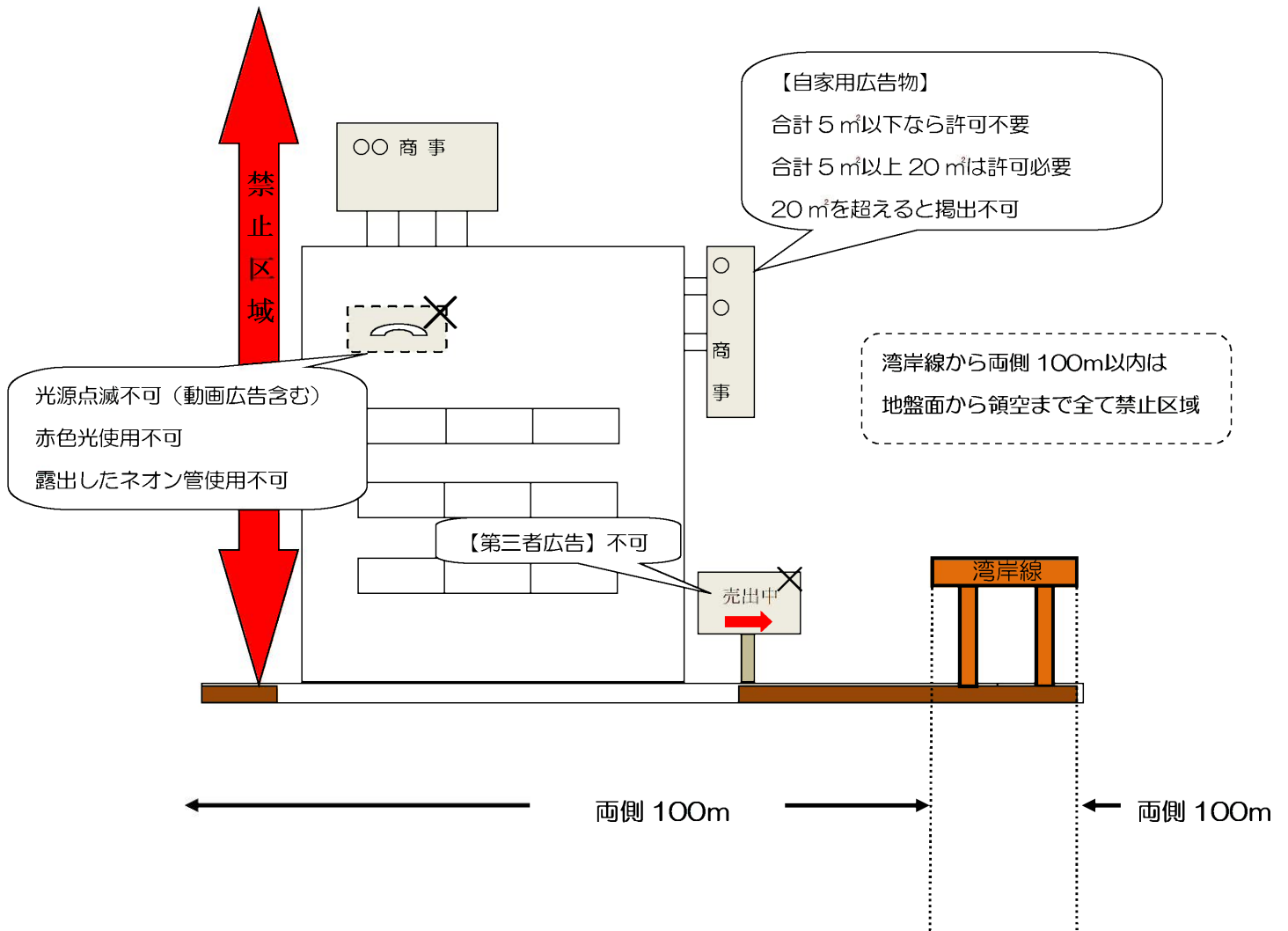
【第一種中高層住居専用地域】

東雲団地、辰巳団地、亀戸二丁目・大島四丁目・大島六丁目・北砂五丁目公団等



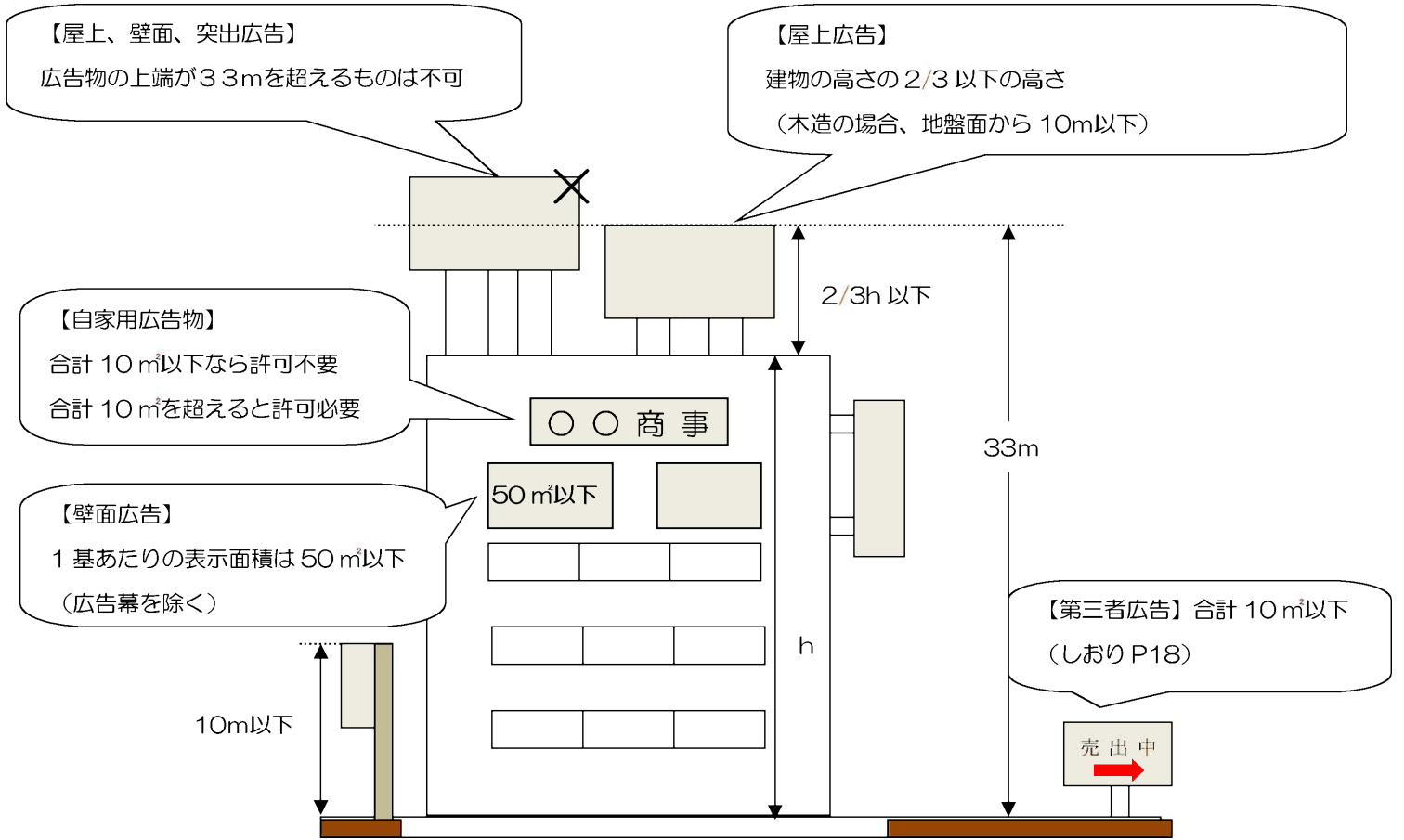
【禁止区域】

湾岸線両側 100m



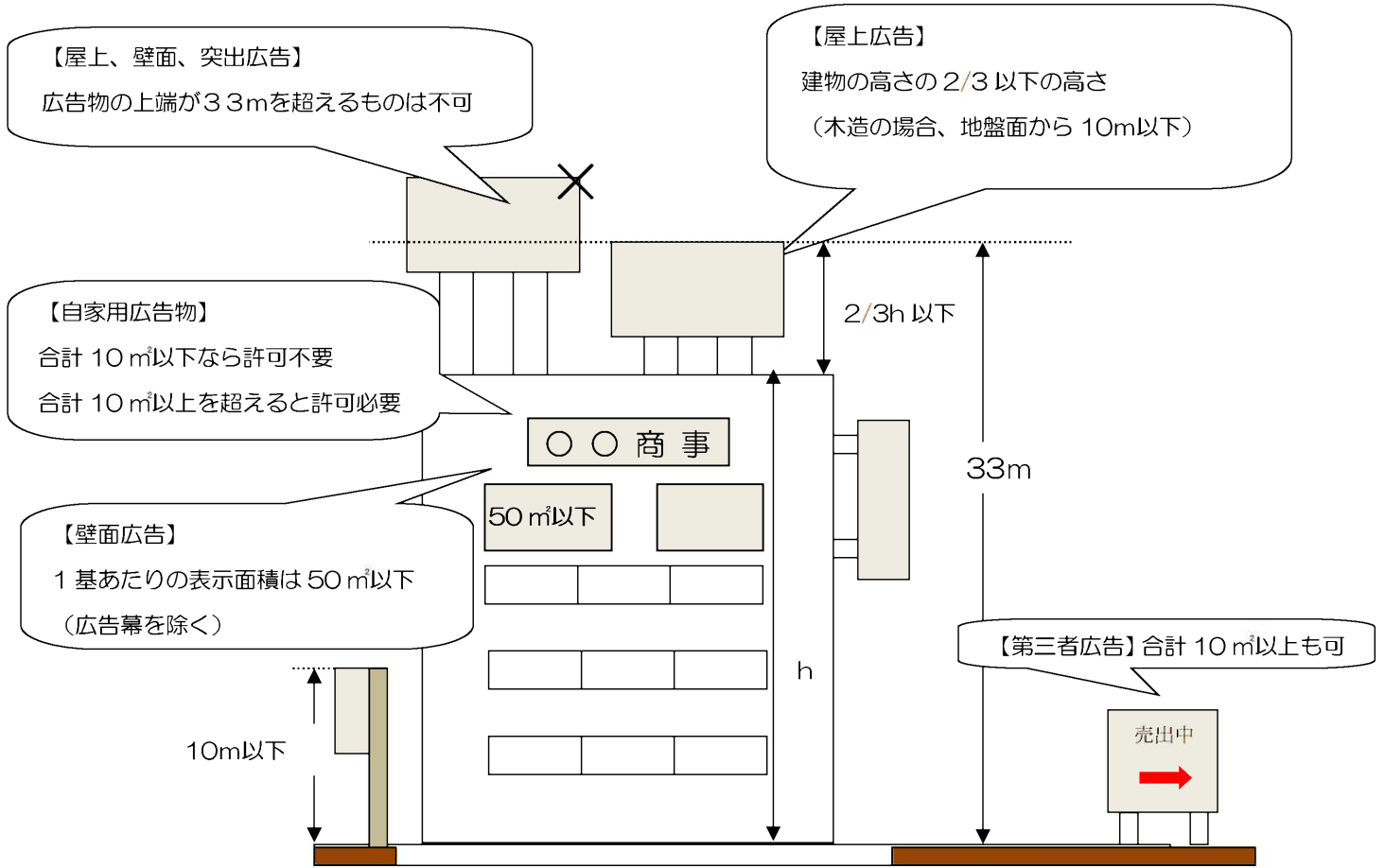
【許可区域】

第一種・第二種住居地域



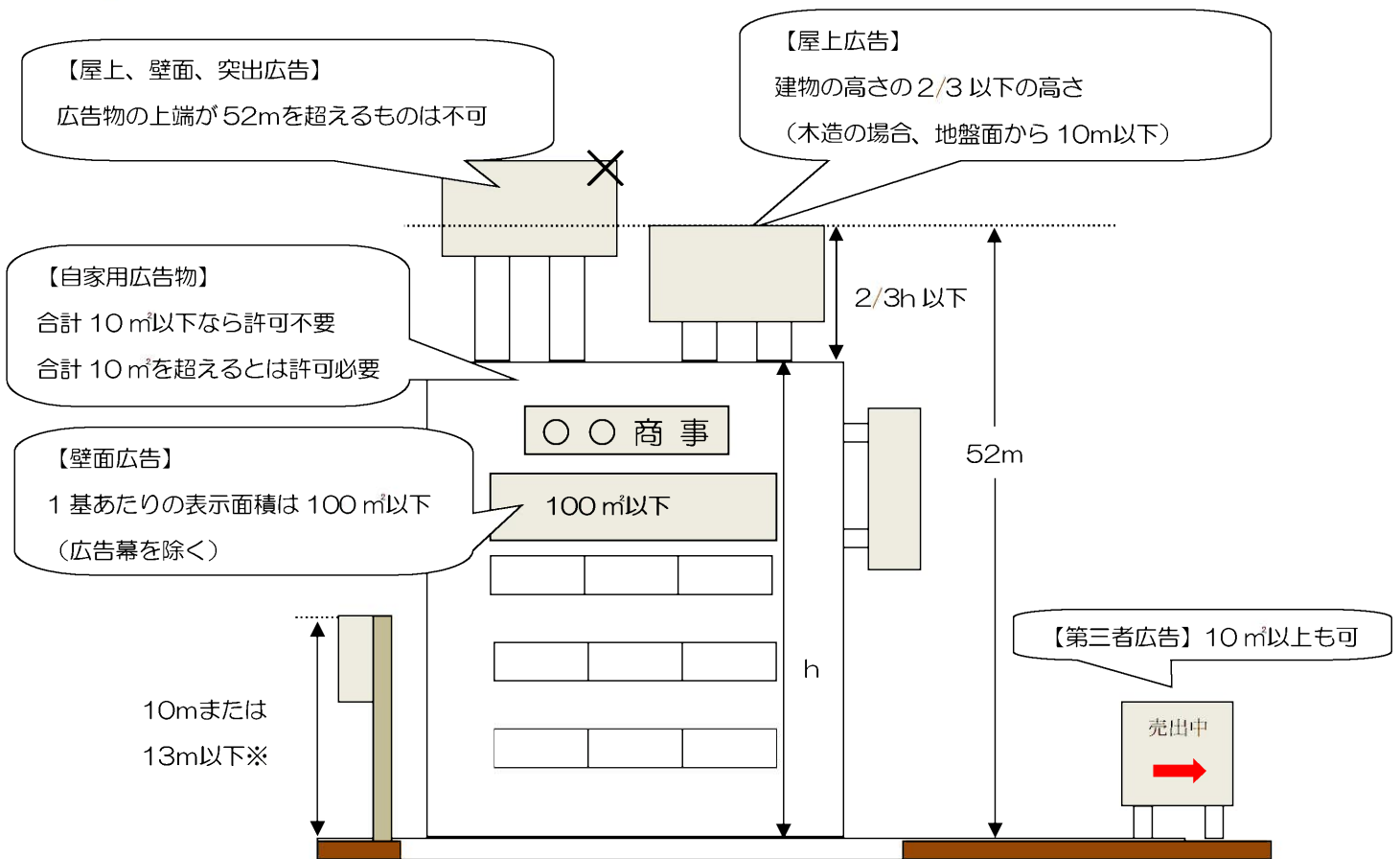
【許可区域】

準住居地域



【許可区域】

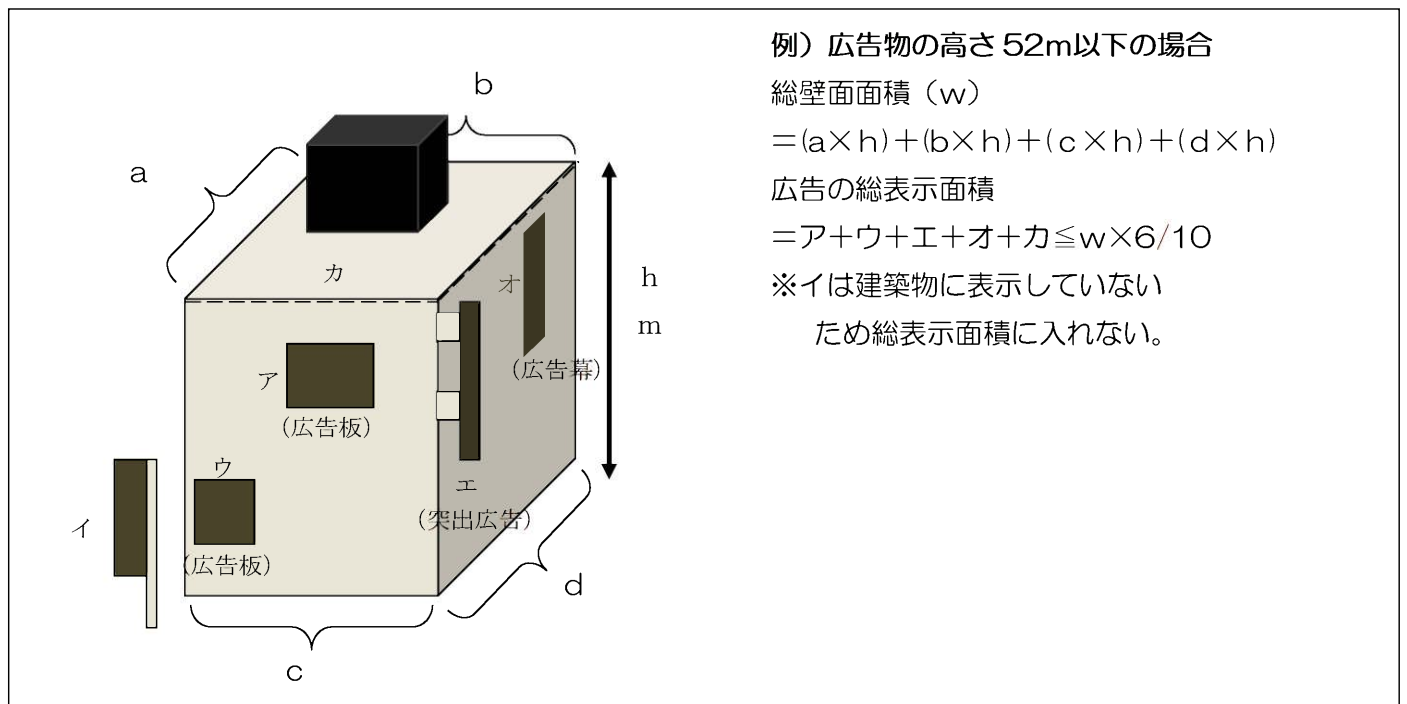
商業地域



※商業地域内に設置する自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名または商標等を表示する場合には1.3m以下とすることができる。

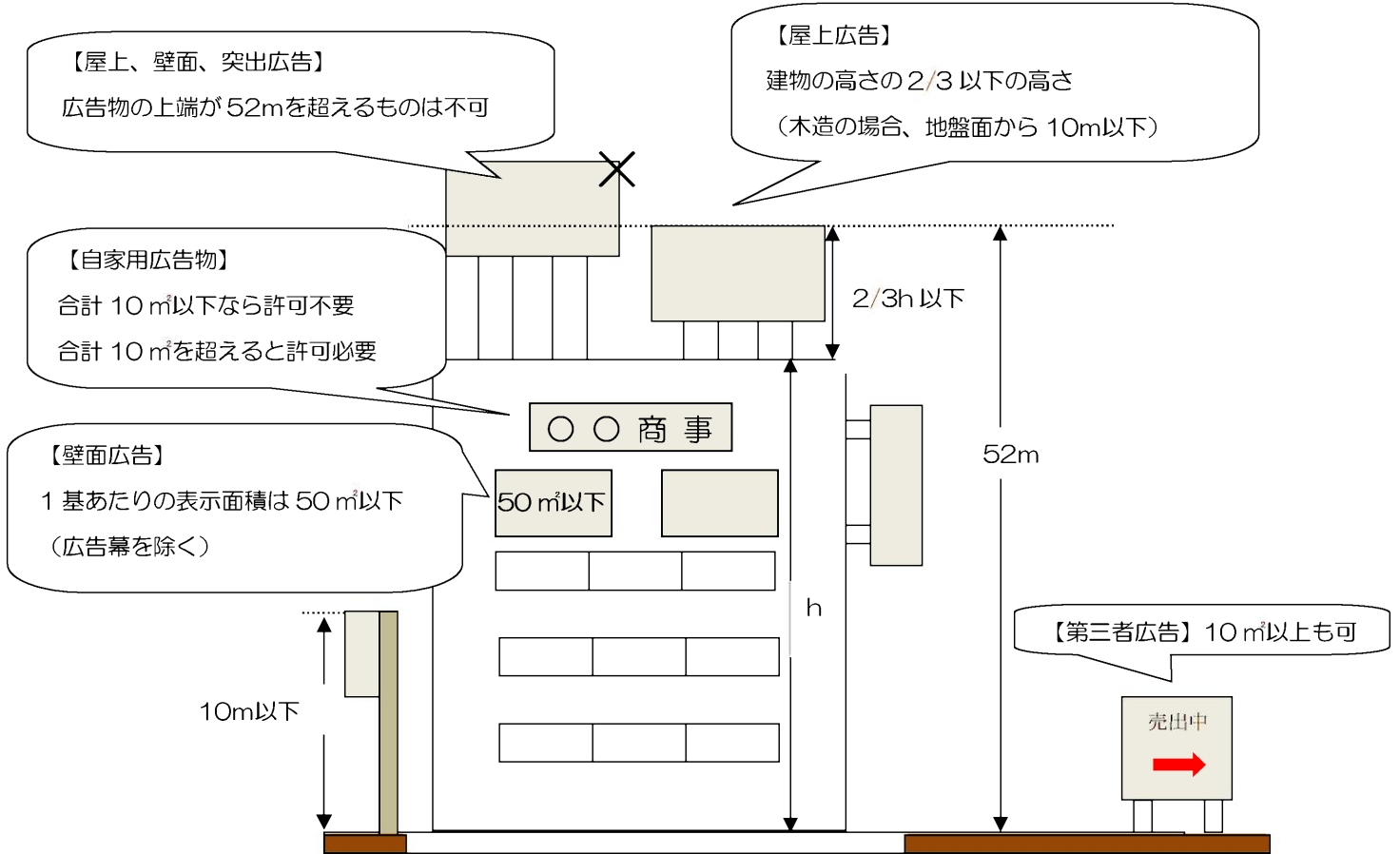
【総量規制】（商業地域、近隣商業地域のみ）

高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（52mまでの高さの部分の面積）の60%を超えない面積とする必要がある。※建築物の高さが52m以上の場合は要問合せ



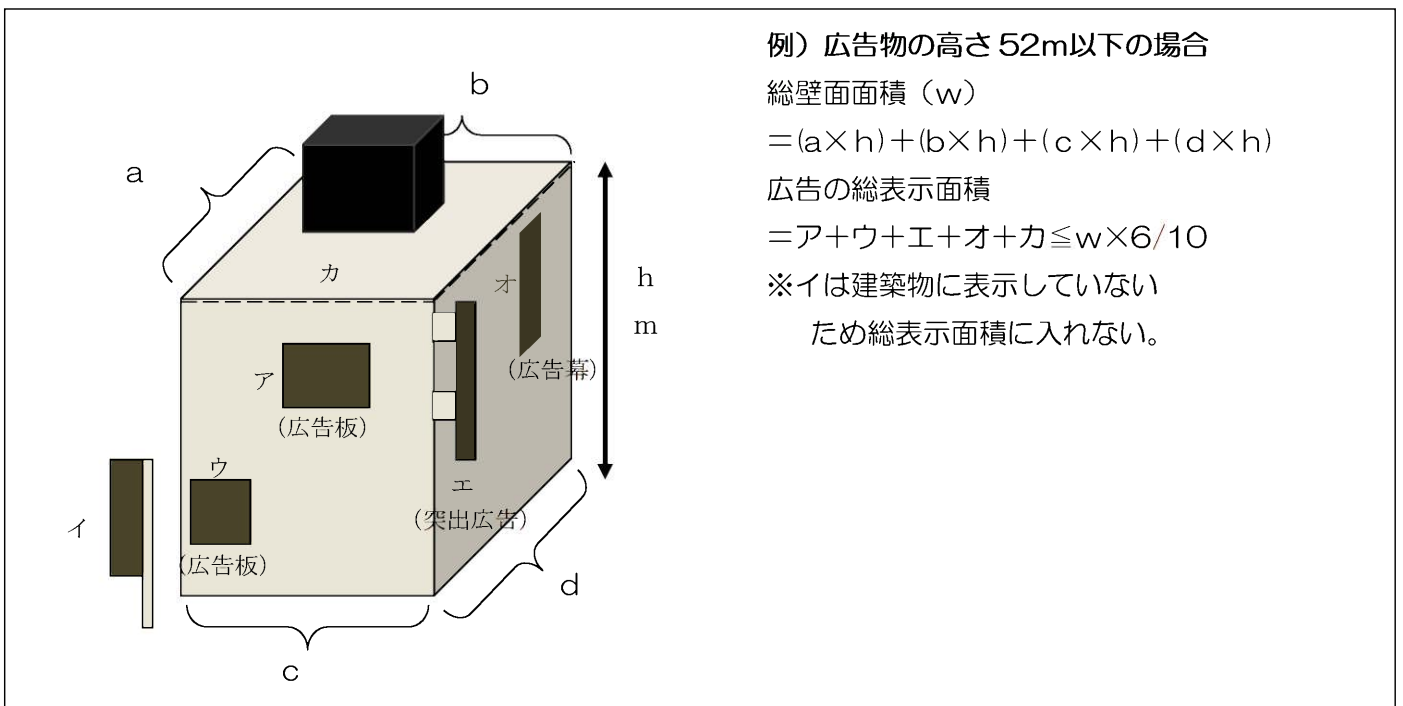
【許可区域】

近隣商業・準工業・工業・工業専用地域



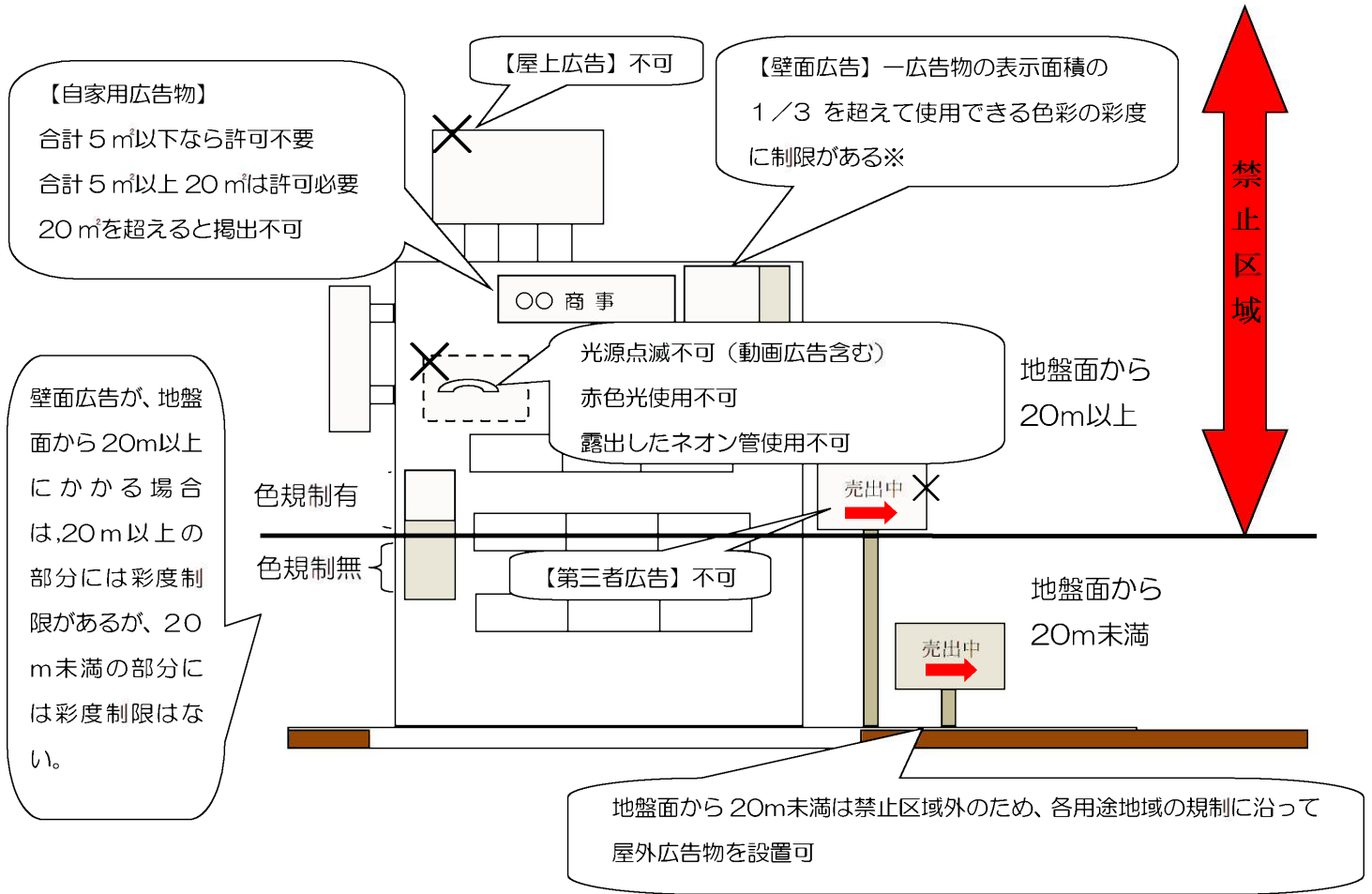
【総量規制】（商業地域、近隣商業地域のみ）

高さが10mを超える建築物に表示する広告物の総表示面積は、一建築物の総壁面面積（52mまでの高さの部分の面積）の60%を超えない面積とする必要がある。※建築物の高さが52m以上の場合は要問合せ



【一部禁止区域】

文化財庭園等景観形成特別地区（清澄庭園周辺）



※ 高さ 20m以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。

【色相】	【彩度】
0.1R ~10R	⇒ 5 以下
0.1YR~5Y	⇒ 6 以下
5.1Y ~10G	⇒ 4 以下
0.1BG~10B	⇒ 3 以下
0.1PB~10RP	⇒ 4 以下

7.5R 4/14

↓
色相

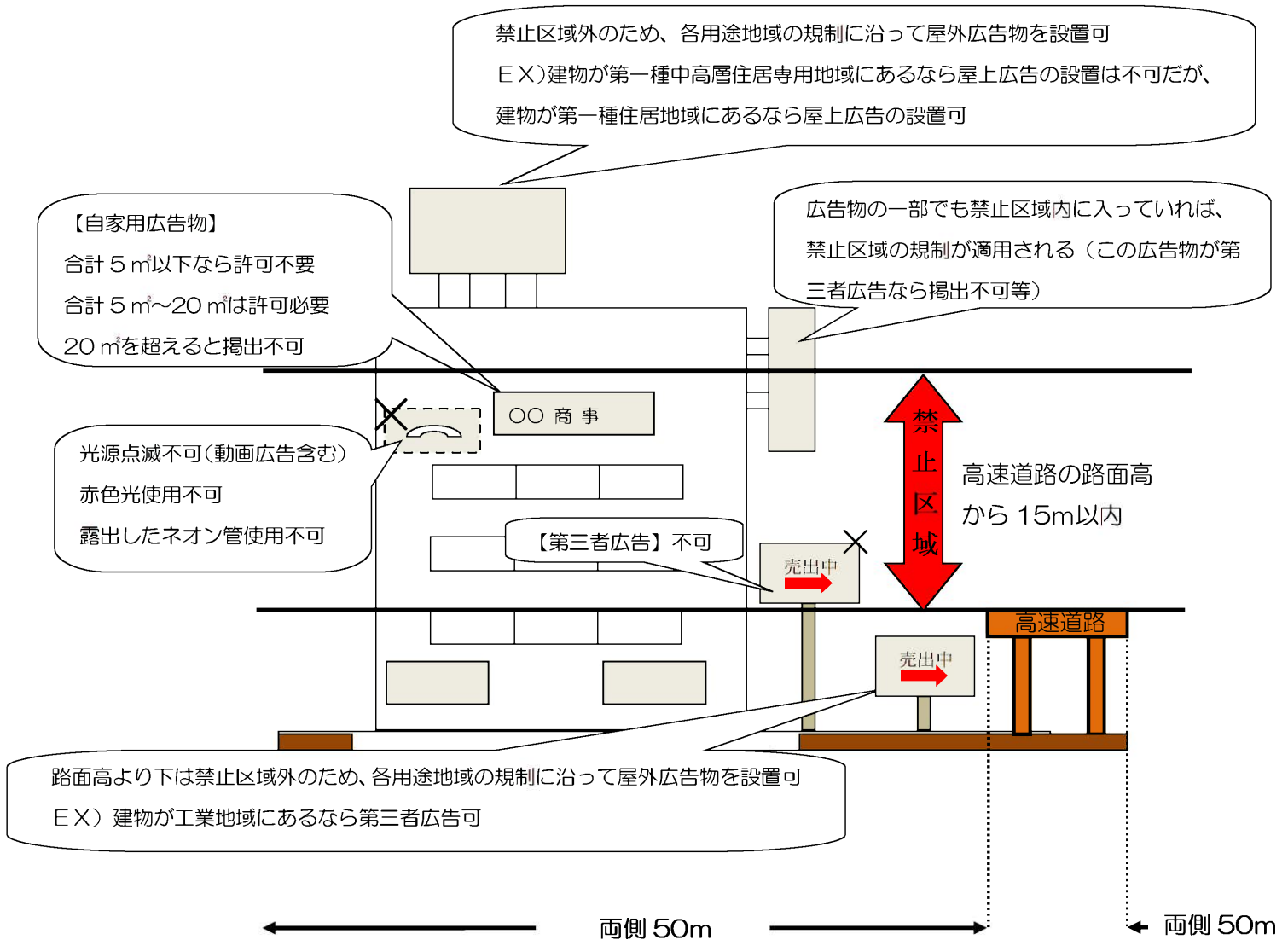
↓
明度

↓
彩度

※この色の場合使用 1/3 を超えて使用不可

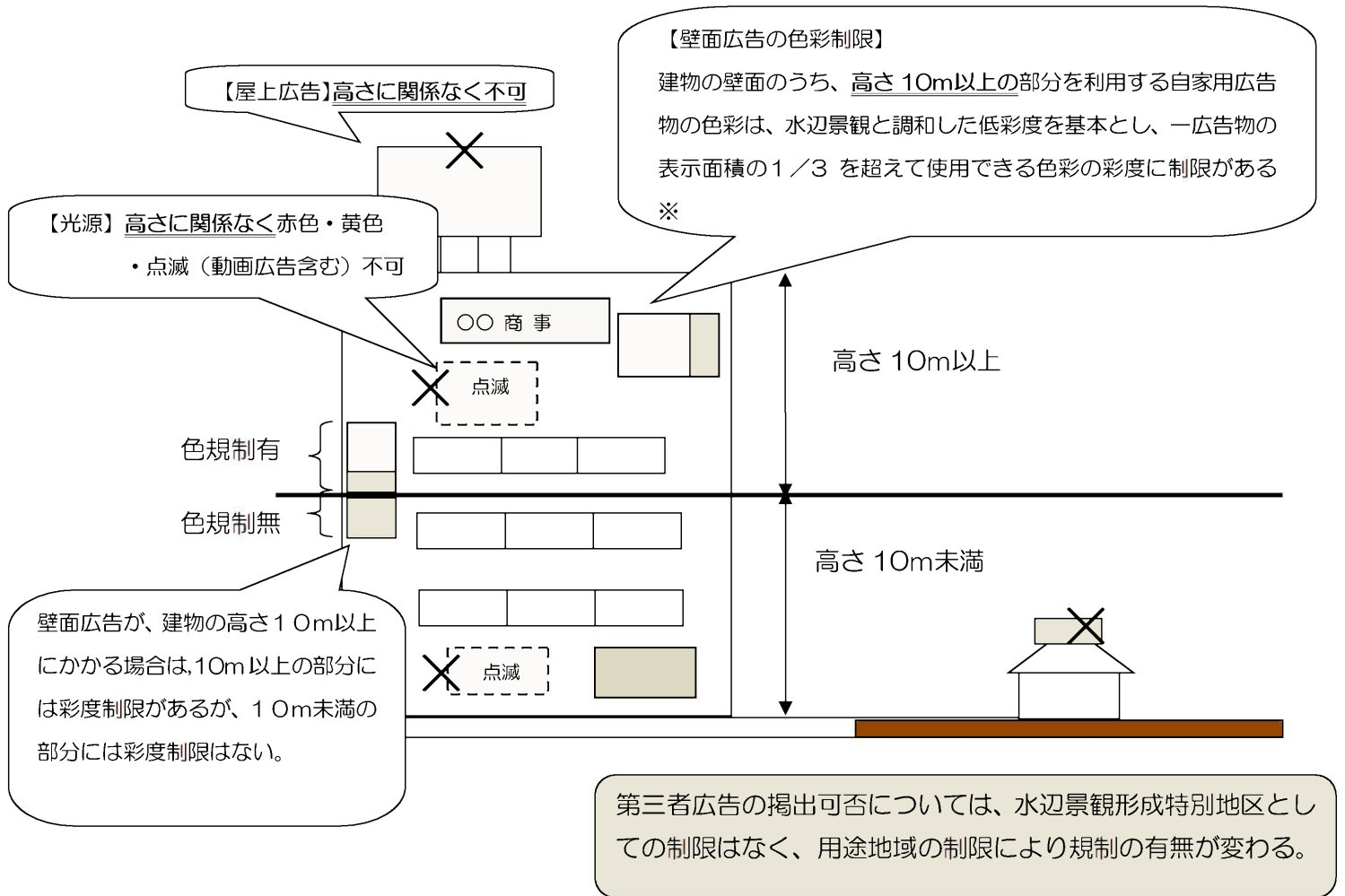
【一部禁止区域】

首都高速道路両側 50m



【許可区域】

水辺景観形成特別地区（豊洲一～六丁目、有明一・二丁目、東雲二丁目、他）



※ 高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度を定める。なお、条例では「自家用広告物」の色彩のみ彩度に関して明記してあるが、江東区では第三者広告に関しても、自家用広告物と同様に彩度に関して規制を行っている。

【色相】	【彩度】
0.1R ~10R	⇒ 5以下
0.1YR~5Y	⇒ 6以下
5.1Y ~10G	⇒ 4以下
0.1BG~10B	⇒ 3以下
0.1PB~10RP	⇒ 4以下

7.5R 4/14

↓ ↓ ↓

色相 明度 彩度

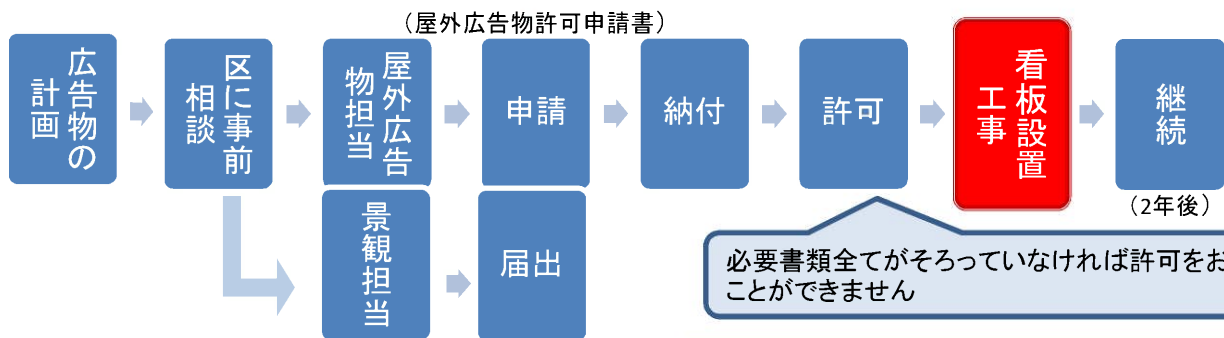
※この色の場合使用1/3を超えて使用不可

【臨海副都心広告協定区域】

（青海一丁目、青海二丁目、有明二丁目、有明三丁目）

- ※ 第三者広告不可
- ※ 事前に広告協定委員会への事前相談が必要（連絡先は管理係に要問合せ）
- ※ 区は広告協定委員会からの「適合通知」が無い場合、屋外広告物許可申請の受付不可

6. 許可申請の流れ (広告塔、広告板など)



1 全ての屋外広告物許可申請で必要となるもの

- ◆申請書(第1号様式)
別紙(表)(裏)を含む
- ◆付近状況図
広告物を設置する建物の場所とその周辺の状況がわかるもの
※野立て広告物については、隣の野立て広告物の名称・相互間の距離・規制道路・鉄道からの距離を記入すること
- ◆屋外広告物のデザイン図
広告物のサイズ、色、材質等を明記する
- ◆設計図
屋外広告物と建築物の位置関係がわかる立面図・屋上平面図・断面図
※各必要図には屋外広告物の位置・面積・高さ・構造等も明記すること
※照明・ネオン等を使用する場合は、夜の見え方がわかるものを添付する
- ◆屋外広告業登録通知書(写)
※屋外広告物の施工者が東京都で屋外広告業の登録を受けている事を証するものの写し

- ◆景観配慮事項説明書(写)
※都市計画課景観担当(3647-9183)への届出が必要です(任意で写しの添付をお願いしています)。

！注意！ 看板設置場所が地区計画にあたる、看板を掲出する建物が延べ床面積1万㎡を超える場合は、都にも事前協議が必要です(東京都 緑地景観課 TEL5388-3355)

！注意！ 看板設置場所が広告協定地区(青海一～二丁目、有明二～三丁目)に該当する場合は、広告協定委員会との事前協議が必要です！(広告協定委員会のTEL番号は管理課に問合せ)

2 条件により、1に追加して必要となるもの

- 委任状(自由形式)
※申請者が申請手続きを他人に委任する場合
- 屋外広告物管理者の資格証書(写)
※屋外広告物が下記に該当する場合
①1つ10㎡を超過または高さが4mを超える広告塔・広告板 ②アーチ ③装飾街路灯
※屋外広告物管理者となれるのは、屋外広告士、建築士、電気工事士、第1-3種電気主任技術者、ネオン工事特殊電気工事資格者
- 工作物確認済証(写)
屋外広告物の高さが4mを超過した場合
(建築課建築係 TEL3647-9743)
- 道路占用許可書(写)
広告物が道路上(上空含む)に掲出する場合
区道上→道路課道路占用係 TEL3637-9689
都道上→第五建設事務所 TEL3692-4364
湾岸道路上→東京湾管理事務所
TEL5463-0223
国道上(京葉道路)→国道事務 TEL3600-5541
国道上(湾岸道路)→国道事務 TEL3799-6315
- 承諾書(自由書式)
他人の土地建物等を借りて誘導広告や野立て看板を掲出する場合

7 申請書類 記入例

許可	第	号
起案	年	月 日
決裁	年	月 日

第1号様式 (第1条関係)

屋外広告物許可申請書

東京都屋外広告物条例第8条の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。
年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者 住所 **江東区東陽 4-11-28**
氏名 **(株)江東商事**
代表取締役 **江東 太郎** 印
電話 **03-3647-9627**
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1 表示又は設置の場所	江東区 東陽4 丁目 11 番 28 号				
2 表示内容	株式会社江東商事 ロゴマーク 広告物に書かれた文字等を記入して下さい				
3 表示又は設置の態様	位置	土地 建築物(屋上・ 壁面 ・突出)その他	照明	ネオン管(露出・赤色・その他) 点滅 その他	
4 広告物の規模	縦(メートル)A	横(メートル)B	面数C	合計面積(平方メートル) A×B×C	数量
	① 4.0	8.0	1	32.0	2基 枚台
② 1.0	2.0	1	2.0		
5 表示期間	表示期間は記入不要です。 年 月 日まで				
6 屋外広告物管理者	(1) 住所	江東区東陽 4-11-28			
	(2) 氏名	(株)江東商事 江東 花子			
	(3) 電話	03-3647-9627			
	(4) 資格	屋外広告士			
7 その他	別紙のとおり				

書ききれない場合「別紙」と記入し、別紙で一覧表を添付してください。

1つの広告物で 10 m²を超える物がある場合、または高さが 4 mを超える広告物がある場合は、資格をお持ちの管理者の設置が必要です。

記入不要

※上記の申請については、別添の屋外広告物許可書により許可してよろしいか伺います。				※納入確認印		※手数料	
(新規・継続)				数量		種別	(5平方メートルまでごと)
						広告塔又は 広告板	
						その他の 広告物	基枚台個張
担当者	管理係長	管理課長	部長			単価	円
				(月 日受付)		金額	円

- (注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 6の屋外広告物管理者の欄については、原則として記入は不要です。なお、同欄に記入がある場合には、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置する場合に必要な屋外広告物管理者設置届の提出が必要となります。記入する場合には、(4)の資格の欄に東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入するとともに、その資格を証する書面を添付してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別紙
(表)

1 広告物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 広告塔 広告板 小型広告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾		
2 用途地域等	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 緑地保全地区 旧美観地区 風致地区 第一種文教地区 市街化調整区域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域		
3 禁止区域に該当する場合	条例第6条第 号	4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線からの距離	メートル
3, 4は記入不要です			
高速道路や鉄道から近い場合は記入してください。			
5 道路、鉄道及び軌道の沿道等	(1) 道路	道路(道路名)の からの距離	メートル 市街化調整区域の内・外
	(2) 高速道路	高速道路(道路名)の からの距離	メートル
	(3) 鉄道	鉄道(鉄道名)の からの距離	メートル
広告塔がある場合は記入してください			
6 表示又は設置の限度	A 建築物の高さ		メートル
	B 広告物の高さの限度(A×2/3)		メートル
	C 表示又は設置の限度(A+B)		メートル
壁面看板がある場合は記入してください			
7 一壁面における総表示面積の限度	(1) 面積	メートル	8 一建築物における総表示面積の限度 ((1)×6/10) (3) 広告物の面積
	(2) 総表示面積の限度 ((1)×3/10)	平方メートル	
	(3) 広告物の	平方	
建築物が「商業地域」「近隣商業地域」にある場合は記入してください			
看板の高さが4mを超えた場合記入してください			
9 工作物の確認		年 月 日 第 号	
10 道路占用の許可	看板が区道や都道に突出している場合は記入してください		
11 前回許可		年 月 日 第 号 (年 月 日から 年 月 日まで)	
12 設計者	(1) 住所	看板を設計した企業の住所等を記入してください	
	(2) 氏名		
	(3) 資格	()級建築士・()登録 第 号	
	(4) 建築士事務所	()級建築士事務所・()登録 第 号	
13 施工者	(1) 住所		
	(2) 氏名		
	(3) 屋外広告業登録番号	看板を設置した企業の住所等を記入してください	
	(4) 建設業	()計 可 第 号	
	(5) 電気工事業	()登 録 第 号	

(日本工業規格 A 列 4 番)

清澄庭園周辺に該当する場合に
記入してください

(裏)

14 条例第6条 第4号及び 第5号の規 定により定め られた地域	(1) 文化財等から 展望できない広 告物等	該当する 展望できない理由 () 該当しない	
	(2) 地盤面からの 高さ	()メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 ($A \times 1 / 3$)	平方メートル
15 条例第8条 第4号の規 定により定め られた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物 その他の広告物 ()	
	(2) 地盤面からの 高さ	()メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)	
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A	平方メートル
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 ($A \times 1 / 3$)	平方メートル
水辺景観形成特別地区に該当する場合に 記入してください。		基準を超える彩度の 面積	平方メートル
		オン管 (露出・その他)、LED、その他	
(4) 照明		色	赤色光、黄色光、その他 ()
<p>(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。</p> <p>2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内において33メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまでの面積を記入してください。</p>			

屋外広告物の種類

1	広告塔	多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの（球形及び多面体を含む。）
2	広告板	広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたもの（建築物の壁面、日よけ等の取付文字、書き文字等及び突出看板を含む。）
3	プロジェクションマッピング	建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示されるもの
4	小型広告板	広告表示面が板状で、1面に表示されたもので、縦・横共に1m以下のもの
5	はり紙	紙等に印刷又は手書きされた広告物で他の物件に貼付するもの
6	はり札等	ベニヤ板、プラスチック板及びブリキ板のように、比較的軽易な材質の板に紙その他のものを貼り、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接印刷したものを工作物等に針金等でつるし、若しくはくくりつける等容易に取り外すことのできる状態で取り付けられたもの
7	広告旗	表示面積3㎡以下ののぼり（モモタロウ旗）等、容易に取り外すことのできる状態で立て、又は立て掛けられているもの。それを支える台等も含む。
8	立看板等	木枠等に紙張り、若しくは布張り等をしたものや、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板等に、紙、その他のものを張ったもの、又は直接塗装印刷したもの、置看板、パンフレットやチラシ等を掲出する物件等
9	電柱・街路灯柱利用広告物	電柱、電話柱又は街路灯柱に取り付けた広告物
10	標識利用広告物	標識（バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等）に取り付けた広告物
11	広告宣伝車	自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用する広告物
12	バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	バス又は電車の車体に長方形の枠を利用して表示した広告物
13	上記以外の車体利用広告物	12以外の方式による電車又はバスに表示した広告物及び乗用車又は貨物自動車に表示した広告物
14	アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用して広告表示したもの（東京都火災予防条例に適合するもの）
15	広告幕	布、ビニール等に広告表示し、建築物の壁面、地上のポール等に取り付けたもの（表示面積3㎡を超えたのぼりを含む。） なお、枠を固定したり、パネル状に取り付けるなどにより、表示面（幕の部分）が固定されたものは上記2の広告板として扱う。
16	アーチ	道路上を横断して設置するもの（広告幕（横断幕）は除く。）
17	装飾街路灯	街路灯自体が広告と認められるもの
18	店頭装飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において、商品の入口周辺に一時的に設置するもの

※本手引きは一般的な広告物（広告板、広告塔など）についてのみ取り扱っています。

広告板、広告塔以外の看板を掲出する場合はお問合せください。

許可申請手数料及び許可期間

種 類	許 可 申 請 手 数 料		許 可 期 間
	単 位	金 額	
広 告 塔 広 告 板	面積 5 m ² までごとにつき	3,220 円	2 年以内
プロジェクションマッピング	面積 5 m ² までごとにつき	3,220 円 <small>ただし面積 1,000 m²を超える ものにあつては 644,000 円</small>	2 年以内
小 型 広 告 板	1 枚につき	400 円	1 年以内
は り 紙 ・ は り 札 等	50 枚までごとにつき	2,250 円	1 月以内
広 告 旗	1 本につき	450 円	1 月以内
立 看 板 等	1 枚につき	450 円	1 月以内
電柱・街路灯柱の利用広告	1 枚につき	310 円	1 年以内
標 識 利 用 広 告	1 枚につき	210 円	1 年以内
宣 伝 車	1 台につき	4,950 円	1 年以内
バス又は電車の車体利用 広告で長方形の枠を利用 する方式によるもの	1 枚につき	610 円	1 年以内
前記以外の車体利用広告	1 台につき	1,950 円	1 年以内
ア ド バ ル ー ン	1 個につき	2,850 円	1 月以内
広 告 幕	1 張につき	990 円	1 月以内
ア ー チ	1 基につき	10,630 円	2 年以内
装 飾 街 路 灯	1 基につき	5,010 円	2 年以内
店 頭 装 飾	1 基につき	19,800 円	1 月以内

※本手引きは一般的な広告物（広告板、広告塔など）についてのみ取り扱っています。
 広告板、広告塔以外の看板を掲出する場合はお問合せください。